

意見書案第1号

令和4年3月28日提出

令和4年3月28日可決

提出者	市議会議員	須賀博史	須賀博史
	同	富宮裕紀	富宮裕紀
	同	宮豊孝男	宮豊孝男
	同	近藤好枝	近藤好枝
	同	新井美咲	新井美咲
	同	窪田美加	窪田美加
	同	新井美加	新井美加

農業農村整備事業の支援強化を求める意見書

農業農村整備事業は、食料・農業・農村基本法が定める4つの基本理念である「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を具体化するために位置づけられた施策であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持していく観点からも欠くことのできない事業である。

中でも土地改良事業は、農業生産に必要な農地・水資源の整備と農村環境の改善を図るものであり、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してきた。

しかしながら、整備が完了してから相当の年月が経過し、土地改良施設の多くは老朽化が進んでおり、機能診断、機能保全計画に基づいた補修や更新、災害の未然防止に必要な施設整備などが喫緊の課題となっている。

また、多くの地方自治体で新型コロナウイルス感染症対策に重点が置かれ、農業農村整備事業に十分な予算を確保できず、国や県の補助金に頼らざるを得ない状況となっている。

よって、国においては、農家の営農意欲の向上や食料自給率の向上などを見据え、農業農村整備事業のさらなる支援強化を求めて、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 これまで計画的に進められてきた実施中の事業や、実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう所要の措置を講ずること。
- 2 これまでに建設された土地改良施設の老朽化に対応した長寿命化対策や防災減災対策が円滑に進められるよう、事業予算を確保すること。
- 3 農業者の高齢化が進行し、担い手不足による耕作放棄地の拡大や水路・農道等の地域資源における維持管理の負担増加の対策として、多面的機能支払交付金の拡充を図り、農業者や地方自治体の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
農林水産大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明